

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき、  
その翌日  
の翌日)

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例を廃止  
する条例

## 条 例

中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三号

中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、中海地区新産業都市建設協議会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、一般会計からの繰入金、負担金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、中海地区新産業都市建設協議会費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

### ◇ 条 例

#### 目 次

- 中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例
- 鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例
- 鳥取県特別国営住宅の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県物産館委託販売手数料条例を廃止する条例
- 鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県条例第四号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業のうち干拓事業（以下「国営干拓事業」という。）に係る法第九十条第三項の規定による負担金又は同条第四項の規定による負担金に相当する額の金銭の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金等の徴収)

第二条 知事は、法第九十条第一項の規定により、国営干拓事業に要する費用の一部を負担した場合には、法第九十四条の八第四項の規定により、土地を取得した者（以下「土地取得者」という。）から負担金を徴収する。

2 知事は、前項に掲げる土地取得者が当該国営干拓事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(負担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する負担金の額は、法第九十条第一項の規定により県が負担した額を知事が定めるところにより土地取得者がそれぞれ取得した土地の面積に応じてあん分して得られる額とする。

(負担金等の徴収方法等)

第四条 負担金又はこれに相当する額の金銭は、支払期間（すえ置期間を

含む。）を二十五年、すえ置期間を三年、利率を年六分とする元利均等年賦支払の方法（すえ置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収するものとする。ただし、当該負担金又はこれに相当する額の金銭の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金又はこれに相当する額の金銭の全部又は一部につき一時支払の方法により支払うことを認めることができるものとする。

2 前項の支払期間の始期は、法第九十四条の八第四項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度とする。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、特別県営住宅の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特別県営住宅 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「県営住宅条例」といふ。）

第二条第四号に規定する県営住宅の入居対象としない者を入居させるため県が設置する住宅及びその附帯施設並びに入居者の共同の福祉のために必要な児童遊園その他の共同施設をいう。

二 収入 県営住宅条例第二条第八号に規定する収入をいう。  
(設置)

第三条 県営住宅条例による県営住宅とあいまつて、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もつて鳥取県の住宅事情を改善するため特別県営住宅を別表のとおり設置する。

(入居者の募集方法)

第四条 知事は、特別県営住宅の入居者を公募するものとする。

2 県営住宅条例第三条の規定は、前項の公募について準用する。

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、県営住宅条例第四条第一号から

第四号までに規定する場合及び県営住宅条例による県営住宅の入居者で、収入が県営住宅条例第二条第五号に規定する第一種県営住宅の入居資格の収入の上限をこえ十万円以下の者が、特別県営住宅への入居を希望する場合には、公募によらないで特別県営住宅に入居させることができる。

(入居者の資格)

第五条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者とする。

一 県営住宅条例第五条第一号及び第三号の規定に該当すること。

二 入居の申込みをした日において、収入が県営住宅条例第二条第五号に規定する第一種県営住宅の入居資格の収入の上限をこえ十万円以下であること。

(家賃の徴収)

第六条 知事は、入居日から特別県営住宅を明け渡した日（県営住宅条例第二十四条第一項に規定する明渡の請求があつたときは、県営住宅条例第二十四条第二項に規定する指定期日）まで別表に定める額の家賃を入居者から徴収する。

2 県営住宅条例第十条第二項から第四項までの規定は、前項の家賃の徴収について準用する。

(住宅管理員及び管理人)

第七条 知事は、特別県営住宅の管理に関する事務をつかさどり、特別県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために特別県営住宅管理員をその職員のうちから任命しなければならぬ。

2 知事は、特別県営住宅管理員の職務を補助させるため、特別県営住宅管理人を置くことができる。

(県営住宅の管理に関する規定の準用)

第八条 県営住宅条例第六条から第九条まで、第十一条から第十八条（第十二条に規定する家賃又は敷金の減免に関する部分を除く。）まで、第二十三条及び第二十四条の規定は、特別県営住宅の管理について準用する。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、特別県営住宅の管理に関する事項

は、規則で定める。

(罰則)

第十条 特別県営住宅を無断で使用し、又は転用し、若しくは使用させた者は、一万円以下の過料に処する。

第十一条 詐欺その他の不正の行為により家賃の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表

名 称	位 置	一月の家賃額	備 考
城南特別県営住宅	鳥取市田島	一〇、〇〇〇円	中層耐火

鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立営農研修館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 農業経営の研修利用に供するため、鳥取県立営農研修館（以下「研修館」という。）を東伯郡関金町に置く。

(利用の許可)

第三条 研修館を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、研修館の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一八三人」を「一八〇人」に、「一一二人」を「一〇〇人」に改める。

附則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

00144

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石、破 二 朗

鳥取県条例第八号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「二元」を「三元」に、「一元」を「一元五十銭」に改める。

第十六条第三項中「六十円」を「七十五円」に、「四千八百円」を「六千円」に改め、同条第五項中「二百円」を「四百円」に改め、同条第七項中「二百円」を「二百二十円」に改める。

第二十七条第一項中「又は高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づく完成検査、保安検査、容器検査若しくは立入検査の業務」を「高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づく完成検査、保安検査、容器検査若しくは立入検査の業務又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定に基づく使用前検査若しくは立入検査の業務」に改める。

第三十三条第二項中「百分の四」を「百分の七」に改める。

第四十条の表

有害物取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業従事職 員の特種勤務手当
有毒農薬散布作業従事 職員の特殊勤務手当	

を

有害物取扱作業従事  
職員の特殊勤務手当

伝染病防疫作業従事職  
員の特種勤務手当  
細菌検査業務従事職員  
の特種勤務手当  
有毒農薬散布作業従事  
職員の特殊勤務手当

に改め、同条を同条

第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

給与条例第七条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次の各号に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

- 一 細菌検査業務従事職員の特種勤務手当
- 二 有害物取扱作業従事職員の特種勤務手当

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十三年三月一日から適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石、破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月

鳥取県条例第十一号の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

使用区分	金 額	
	小居室	一人で使用する場合
大居室	一人で使用する場合	一人月額 一三、二四〇円 二人で使用する場合 一人月額 一四、二四〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額一、〇〇〇円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(在寮者に対する配慮)

2 この条例施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る、使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「四〇〇円」を「三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

鳥取県営境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県営境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例

鳥取県営境港魚市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

水産物の荷さば	1 生鮮水産物
きのための利用	一箱又は二〇キログラムにつき三円の割合で算出した額
	2 加工水産物
	二〇キログラムにつき九円の割合で算出した額

を

水産物の荷さば きのための利用	1 生鮮水産物 一箱又は二〇キログラムにつき 四円五十銭の割合で算出した額
	2 加工水産物 二〇キログラムにつき十五円の 割合で算出した額

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、第七条から第十条までを三条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の三条を加える。

(料金)

第七条 工業用水道の利用については、別表に定めるところにより、一月分をまとめて料金を徴収する。

(料金の減免)

第八条 知事は、特別の理由があるときは、企業管理規程で定めるところにより、料金を減免することができる。

(罰則)

第九条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一 給水料金

料金の区分	金 額 (月 額)
基本料金	基本使用水量（企業管理規程の定めるところにより知事が承認した一日当たりの予定使用水量をいう。以下同じ。）にその月の日数を乗じて得た水量一立方メートルにつき四円五十銭の割合で算定した額
特定料金	特定使用水量（基本使用水量をこえて使用する一日の水量で企業管理規程の定めるところにより知事が承認したものをいう。以下同じ。）の当該月の合計水量一立方メートルにつき四円五十銭（ただし、特別の理由があるときは、四円五十銭以下で知事が定める額）の割合で算定した額
超過料金	超過使用水量（一日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を二十四で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量を減じて得た水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した

水量をいう。)一立方メートルにつき九円の割合で算定した額

二 水量メーター料金

水量メーターの区分	金額(月額)
口径が二百ミリメートル以下のもの	五 千 円
口径が二百ミリメートルをこえ三百ミリメートル以下のもの	五 千 五 百 円
口径が三百ミリメートルをこえるもの	六 千 円

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 火薬類及び高圧ガス取締作業
- 五 死体処理作業

第三条第二項中「、第六号、第七号及び第九号」を「、第八号、第九号及び第十一号」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八二〇人」を「八四〇人」に、「二九人」を「三〇人」に、「五四人」を「五五人」に、「二五〇人」を「二五七人」に、「四八七人」を「四九八人」に、「二〇〇人」を「二〇三人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。







鳥取県条例第十八号

鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例を廃止する条例

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例（昭和四十年十月鳥取県条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。